

IFRS Developments

地下権 (IFRS第16号「リース」)

重要ポイント

- ▶ 2019年3月、IFRS 解釈指針委員会は地下権に関する暫定アジェンダ決定(TAD)を公表した。
- ▶ IFRS 解釈指針委員会は、提出された要望書に記載されていた契約はリースを含んでおり、IFRS 第 16 号に従って会計処理されると結論付けた。
- ▶ 本 TAD のコメント募集期限は 2019 年 5 月 15 日である。
- ▶ 本 TAD は、今後の会議において最終化される予定である。

論点

IFRS 第 16 号「リース」の適用準備を進める過程で、特定の地下空間に、例えば、石油パイプラインを敷設する権利(地下権)をどのように会計処理すべきかという論点が生じた。

2019年3月、IFRS 解釈指針委員会(以下、「委員会」という)は、所定の地下空間は物理的に別個のものであり、有形であるとする暫定アジェンダ決定(TAD)を公表した。したがって、そうした契約にはリースが含まれており、IFRS 第 16 号が適用されることになる。

本 TAD の影響を受ける企業は、この論点の動向を注視し、所定の地下空間が特定された資産に該当するか否かの評価にどのような影響が生じるかを判断する必要がある。

背景

石油・ガス、鉱山、電気通信及び電力やユーティリティなど一定の産業セクターでは、企業がケーブル、配管及びネットワークを地下に敷設するための契約を締結することは一般的である。

例えば、パイプライン運営者(顧客)は、対価との交換で原油を輸送するために農地の地下にパイプラインを敷設するための契約を農家と締結する場合がある。契約は、パイプラインが設置される地下空間の場所(軌道、広さ、深さなど)を特定している。パイプライン運営者以外にパイプラインへのアクセスが許可されることはないが、農家(土地所有者)は農作業やその他の目的で、パイプラインの上の地表部分を使用することができる。パイプライン運営者は、パイプラインの検査、修繕及び維持管理作業を行い、必要に応じて破損箇所を入れ替える権利を有する。

ここで、こうした地下権に IFRS 第 16 号もしくは IAS 第 38 号「無形資産」のいずれを適用するのかが論点となる。

委員会の結論

委員会は、契約における特定の地下空間は有形であることに留意した。したがって、契約にリースが含まれる場合、IFRS 第 16 号が適用されることになる。そのため、企業はまず、契約に IFRS 第 16 号に定義されるリースが含まれるかどうかを検討する。契約にリースが含まれていない場合には、企業は他のどの IFRS 基準が適用されるのかを検討する。

委員会は契約がリースを含むかどうかを評価するにあたって、特定された地下空間は、軌道、広さ及び深さが契約にて特定されており、物理的に別個のものであると考えた。地表の特定された空間領域が物理的に別個のものであると同様に、特定された地下空間も物理的に別個のものであることから、空間が地下にあることをもって、特定された資産であるかどうかの評価に影響が生じることはない。土地所有者は指定された地下空間を他の地下空間と入れ替える権利を有していないことから、委員会は、指定された地下空間は IFRS 第 16 号に記述されている特定された資産に該当すると結論付けた。

また委員会は、顧客が使用期間全体を通じて特定された地下空間の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを享受する権利を有しており、使用期間全体にわたり特定された地下空間を独占的に使用することに留意した。

顧客はまた、使用期間全体を通じて特定された地下空間の使用を指図する権利も有している。特定された地下空間がどのように、何の目的で使用されるのかは、契約において事前に決定されている。顧客は、検査、修繕及び維持管理作業を実施する権利を有することで特定の地下空間を稼働させる権利を有するとともに、使用期間を通じて特定の地下空間の使用に関するすべての決定を行うことができる。

したがって、委員会は、提出された要望書に記述されていた契約は IFRS 第 16 号に定義されるリースを含み、IFRS 第 16 号に従って会計処理すると結論付けた。

次のステップ

TAD のコメント募集期限は 2019 年 5 月 15 日であり、その後の会議において最終化される予定である。

本 TAD の影響を受ける企業は、この論点の動向を注視し、所定の地下空間が特定された資産に該当するか否かの評価にどのような影響が生じるかを判断する必要がある。

弊社のコメント

上述した事例における地下空間は、土地の残りの部分とは物理的に別個のものであり、有形であるとする委員会の見解は、特定された空間に対する権利を含むその他の状況において、契約が IFRS 第 16 号に定められるリースであるのか、またはリースを含むかどうかの判断に影響を及ぼす可能性がある。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

EYのIFRS(国際財務報告基準)グループについて

国際財務報告基準(IFRS)への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精練に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供できるよう努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2019 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG No. 001476-19Gblの翻訳版です。